

## 会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本パスツール財団（以下、「当法人」という。）の定款第47条の規定に基づき、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする会員に関し必要な事項を定める。

### (会員の種類)

第2条 会員は、次の通りとする。

- (1) 維持会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の維持発展のため継続的かつ積極的に支援を行う個人及び団体
- (2) 普通会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した大学院又は大学に在籍している学生
- (4) 名誉会員 当法人の目的に賛同する、当法人の知名度向上、財務基盤強化、事業活動の効果的推進等広く財団発展に資する活動を行い得る著名な、あるいは専門分野に造詣深い個人及び団体。対外呼称として「親善大使」を使用することが出来る。資格は決定の日から1年間有効とし、当法人もしくは名誉会員いずれかからの別段の通知が無い限り自動更新されるものとする。

### (申込み)

第3条 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出しなければならない。当法人は、入会申し込みを審査し、入会の可否を申込者に通知する。

2 名誉会員については、前項に拘わらず常務理事を含む理事2名以上の推薦で決定する。

### (会費及び会費の用途)

第4条 会費は、次の通りとする

入会金                      年会費

維持会員（団体）	0 円	1,200,000 円	（毎月納入）
		1,000,000 円	（一括納入）
維持会員（個人）	0 円	120,000 円	
普通会員（団体）	50,000 円	100,000 円	
普通会員（個人）	5,000 円	10,000 円	
学生会員	0 円	5,000 円	

名誉会員からは入会金及び年会費を徴収しない。

- 2 事業年度の下期（7月～12月）に入会する個人普通会員については、その事業年度の年会費は、上記の半額とする。
- 3 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

#### （会費の納入）

第5条 会員は、その種類に応じて下記の通り会費を納入するものとする。

維持会員 入会時に年会費一括納入もしくは毎月納入を選択する。

普通会員 入会時に入会金および年会費を一括納入する。

学生会員 入会時に年会費を一括納入する。

#### （会費の変更）

第6条 会費の額及び内容は、理事会の決議により変更することができる。

#### （資格の喪失）

第7条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 第9条により退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### （除名）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則、その他の遵守事項に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応く

ないと認められるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を、退会日の30日前までに理事長に提出して、任意に退会することができる。但し、特別な事由があつて当法人が認めるときには、退会日の前30日未満の日の退会届提出を認める場合がある。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(会員の特典)

第11条 会員は、以下の特典を享受できる。

- (1) 当法人が主催又は共催する講演会、シンポジウム等催し物に優先的に招待され、無料もしくは会員料金にて参加できること。
- (2) 会報およびメールマガジンの無料配布を受けること。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(運用細則)

第13条 この規則の運用に係る細則は常務理事がこれを制定する。

附則

この規則は、当法人の設立の登記の日（平成28年6月15日）に遡って施行する。

本規則の変更に関する附則

- 1 本規則の内、第4条の表題とこれに第3項を加える変更は、平成30年1月1日より施行する。
- 2 本規則の内、第2条、第4条、第5条及び第11条の維持会員に係る変更は、平成30年12月13日より施行する。

3 本規則の内、第2条、第3条及び第4条の名誉会員に係る変更及び第13条の運用細則に係る変更は平成31年2月25日より施行する。

4 本規則の内、第4条第2項の個人普通会員に係る変更は令和2年9月29日より施行する。